

【環境対策課からのお知らせ①】 浄化槽設置費補助制度のご案内

平成30年度より下水道が整備されていない地域を対象として、浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

■ 制度の概要について ■

目的 合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

対象区域 下水道事業計画区域以外の区域とする。

補助対象

- ・専用住宅もしくは延べ床面積の1/2以上居住部分を有する併用住宅。
- ・町民であって、自ら所有し、かつ居住する住宅であること。ただし、住宅を借りている者で所有者の承諾を得ている場合は、この限りではない。
- ・賃貸又は売却が目的でないこと。
- ・町税を滞納していないこと。

補助金額 設置費用の6割を助成。

補助の上限額	5人槽	54万円	・住宅が130㎡(39.3坪)以下の方
	7人槽	66万円	・住宅が130㎡(39.4坪)を超える方
	10人槽	90万円	・2世帯住宅

貸付制度 設置費用のほかに排水設備工事、水洗化工事等が必要になることから貸付制度がご利用できます。
〔無利子・貸付限度額60万円・最長5年間60回払い〕

施工業者 浄化槽設置工事＝浄化槽法の規定による登録された浄化槽工事業者。
排水設備工事、水洗化工事等＝町の排水設備指定業者。

申請期限 9月30日(日)まで

問合せ 環境対策課 ☎21-2118

【環境対策課からのお知らせ②】 事業活動で発生したごみについて

会社やお店、工事現場(工事事務所、宿舎を含む)等から排出されるごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類され、いずれも地域のごみステーションには搬出できません。

また、工事現場に限らず事業所から排出された清涼飲料水等の缶やペットボトル等についても「事業系一般廃棄物」となることから、同じく地域のごみステーションに搬出できませんので、お知らせします。

処理方法については、事業系一般廃棄物は町で許可している「一般廃棄物収集運搬許可業者」に、産業廃棄物については「産業廃棄物収集運搬許可業者」に、それぞれ事業者より処理を依頼してください。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「余市町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で「事業者」に次のような責務があると定められています。

- 事業活動に伴って生じる廃棄物は、自らの責任で適正に処理する。
- 再生利用等を行うことにより減量化に努めるとともに、製造、加工、販売等で発生する廃棄物の処理が困難にならないようにする。
- 国や道、町の施策に協力する。

事業活動で排出されるごみは、事業者において適正に処理していただくことが定められていますので、必ずルールを守り排出されるようお願いいたします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

【環境対策課からのお知らせ③】 草刈り作業による漏油事故防止について



日々、温かくなってきており雑草が伸びその処理のため、刈払機等を用いた作業をおこなう方々への注意です!!

灯油等燃料タンク付近での刈払機による作業により、タンクからの送油管を切断することのないよう十分に気を付けてください。

万が一、送油管を切断し漏油させてしまうと土壌が汚染されるため、汚染土壌を撤去し新しい土砂に置き換えなければならず、自らの責任で処理・復旧しなければなりません!!

汚染土壌を処理するには莫大な費用がかかります!!

送油管付近では、人力による除草を心がけ漏油事故を起こすことのないようお願いいたします。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118